

「地域密着型通所介護」・「介護予防・日常生活支援総合事業」 (デイサービス)重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第3771700923号)

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の体制	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4
8. 事故発生時の対応について	5
9. 虐待の防止について	5
10. 身体拘束について	5
11. 秘密の保持と個人情報の保護について	6
12. 非常災害対策	6
13. 衛生管理等	6
14. 業務継続計画の策定等について	6
<重要事項説明書付属文書>	
1. 契約凍結からサービス提供までの流れ	
2. サービス提供における事業者の義務	
3. 損害賠償について	
4. サービス利用をやめる場合	

にこにこ三豊デイサービス

様

1. 事業者

- (1) 法人名
- 特定非営利活動法人 にこにこ三豊
- (2) 法人所在地
- 香川県三豊市高瀬町上高瀬1883番地1
- (3) 電話番号
- 0875-73-6750
- (4) 代表者氏名
- 会 長 汐 見 美 根 子
- (5) 設立年月
- 平成15年4月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
- 地域密着型通所介護事業所（平成 28 年 4 月 1 日指定）
介護予防・日常生活支援総合事業（平成18 年4月1日指定）
第3771700923号
- (2) 事業の目的
- 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び
介護予防・日常生活支援総合事業を提供する。
- (3) 事業所の名称
- にこにこ三豊デイサービス
- (4) 事業所の所在地
- 香川県三豊市高瀬町上高瀬 1883 番地 1
- (5) 電話番号
- 0875-73-6750
- (6) 事業所(管理者)氏名
- 十 鳥 し の ぶ
- (7) 当事業所の運営方針
- 「皆様が居宅に於いて社会的に孤立することなく、心身機能を維持しながら、自立した生
活が送れる様援助を行ないます」をモットーとしております。
- (8) 開設年月
- 平成 17年4月1日
- (9) 利用定員
- 15 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
- 三豊市
- (2) 営業日及び営業時間
- 営 業 日
- 月曜日から土曜日 （ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く）
- 営業時間
- 午前7時半から午後5時まで
- サービス提供時間
- 午前9時から午後4時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

< 主な職員の配置状況 > ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤
1. 管理者 (介護職員兼務)	1 名 (1名兼務)	
2. 生活相談員 (介護職員兼務)	3 名 (3 名兼務)	

3. 介護職員 (内 1 名管理者兼務、内 3 名生活相談員兼務、内 1 名看護職員兼務、)	6 名 (5 名兼務)	3 名
4. 看護職員 (内 3 名機能訓練指導員兼務、内 1 名介護職員兼務)	1 名 (1 名兼務)	2 名 (2 名兼務)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 介護保険による利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

○基本生活介護サービス、ご契約者の食事、排泄等の介助、送迎、レクリエーション等を行います。

<サービス利用料金> (利用契約書第 6 条参照)

○それぞれのサービス(1 回あたり)について、料金は次の通りです。

サービス料金表

算 定 項 目		
2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	305 単位
	要介護 2	351 単位
	要介護 3	396 単位
	要介護 4	440 単位
	要介護 5	487 単位
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	416 単位
	要介護 2	478 単位
	要介護 3	540 単位
	要介護 4	600 単位
	要介護 5	663 単位
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	436 単位
	要介護 2	501 単位
	要介護 3	566 単位
	要介護 4	629 単位
	要介護 5	695 単位
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	657 単位
	要介護 2	776 単位
	要介護 3	896 単位
	要介護 4	1,013 単位
	要介護 5	1,134 単位
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678 単位
	要介護 2	801 単位

6時間以上7時間未満	要介護 3	925 単位
	要介護 4	1,049 単位
	要介護 5	1,172 単位
7時間以上8時間未満	要介護 1	753 単位
	要介護 2	890 単位
	要介護 3	1,032 単位
	要介護 4	1,172 単位
	要介護 5	1,312 単位
通所型サービス	要支援 1 (週 1 回程度)	1,798 単位/月 (月 5 回以上) 436 単位/回
	要支援 2 (週 2 回程度)	3,621 単位/月 (月 9 回以上) 447 単位/回

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、通所介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために介護度に基づき定められた基本料金を表示しております。

<加算料金>

○入浴介助加算・・・ご本人の希望により入浴介助を行います。ただし、入浴が困難な方、体調がすぐれない方は体を拭く(清拭)などします。

○中山間地域対象地域・・・高瀬町(旧二の宮村(佐股、羽方)、旧麻村(下麻、上麻))、仁尾町:全域 財田町:全域 山本町(長野)、詫間町(糸室)

加算料金表

入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を行った場合		40単位/日
入浴介助加算Ⅱ	入浴計画に基づき入浴介助を行った場合		55単位/日
中山間地域加算	上記該当地域にお住まいの方	所定単位数の5%加算	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要介護 1～5	22単位/回	
	要支援 1	88単位/月	
	要支援 2	176単位/月	
認知症加算		60単位/回	
介護処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の9.2%	
送迎減算		マイナス47単位/片道につき	

(2) 介護保険枠外のサービス

- (1) ◆食 費 1日650円
- ◆介護衛生費 オムツ1枚100円、パット小50円、パット大100円、パット薄型60円
リハビリパンツ120円とさせていただきます。
- ◆洗濯代 1回300円または1回150円

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金、費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお振込み下さるか、引き落とし手続きされた場合は、15日(休日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。

下記指定口座への振込み

・郵便振替口座

口座番号 01670-0-59880

口座名称 にこにこ三豊デイサービス

・郵便振替口座

口座番号 01660-6-27318

口座名称 特定非営利活動法人 にこにこ三豊

・香川県農協

上高瀬支店 口座番号 0003942

口座名称 特定非営利活動法人 にこにこ三豊

(3) 利用の中止、変更、追加(利用契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用曜日の変更はケアプランに基づき、他の曜日とのさしかえは可能でありますのでご遠慮なくご連絡申しあげます。

6. サービスの利用に関する留意事項

利用契約書第12条に定める、通所介護従業者の禁止行為

- ①医療行為（ただし看護職員は除く）
- ②ご契約者もしくはその家庭等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について(利用契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 十 鳥 し の ぶ (管理者)

三豊市高瀬町上高瀬 1883 番地 1 TEL 0875-73-6750

FAX 0875-73-6751

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情相談受付機関

各県市町の介護保険担当課	受付時間 月～金 8:30～17:15 (祝土日休み)
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 087-822-7431 FAX 087-822-6023

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3270 (保険者支援グループ) FAX 087-806-0206
三豊市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 三豊市高瀬町下勝間2373番地1 電話番号 0875-73-3017 FAX 0875-73-3023

(3) 苦情の対処方法

① 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

○苦情があった場合は、ただちに管理者または生活相談員が相手方に連絡をとり、直接行くなどして、詳しく事情を聴くなどし、苦情の内容を分析し、介護保険制度上の問題か、サービス上の問題かを聴き分ける。

② 介護保険制度上の問題の対応

○介護保険の内容と制度を再度説明し、理解を得る。

○保険者に内容を伝える。

③ サービス上の介護問題

○通所介護サービス関係の契約を確認して苦情の内容を聴く。

○管理者が介護員まで含める必要が有ると判断した時は、検討会議を行う。(検討会議を行わない場合も必ず介護員に処理結果を報告する。)

○検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。

○記録を台帳に記入(パソコンの場合はデータベースに入力)し、再発防止に役立てる。

8. 事故発生時の対応について

(1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行ないます。

また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 十 鳥 し の ぶ(管理者)

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(4) 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを三豊市に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意した上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、義務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

12. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（会長 汐見 美根子）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- (3) 定期的（年2回）に避難・その他必要な訓練を行います。

13. 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、契約者、事業所が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

にこにこ三豊デイサービス

説明者職名(管理者)

氏名 十鳥 し の ぶ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護等の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代筆者 氏名 印 (利用者名を代筆された場合)

利用者の家族等 住所

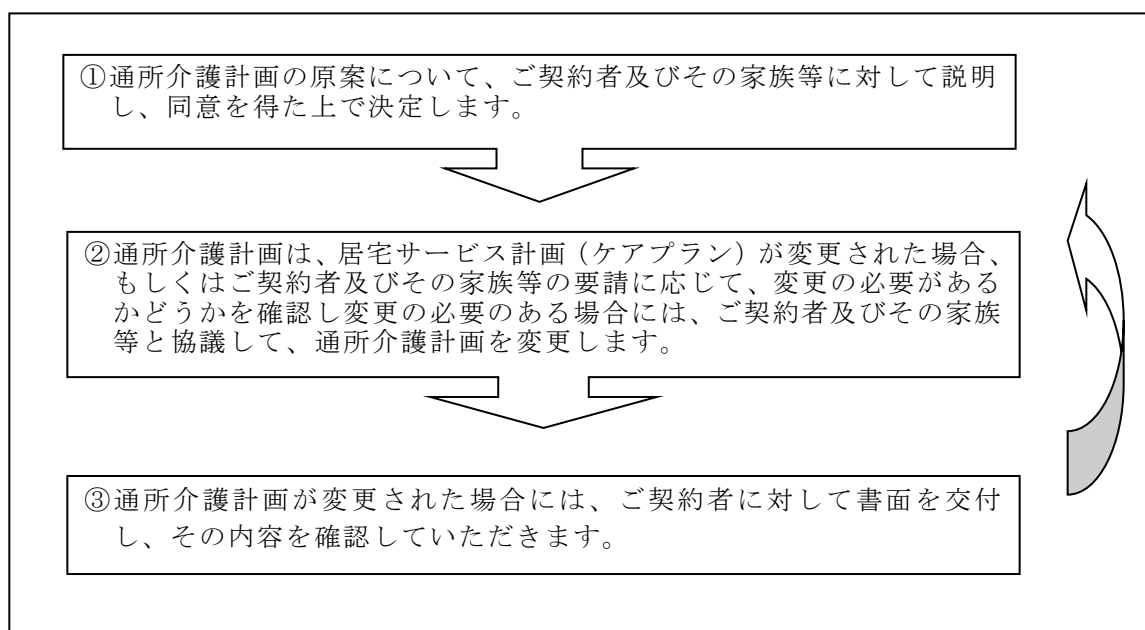
氏名 (続柄) 印

<重要事項説明書付属文書>

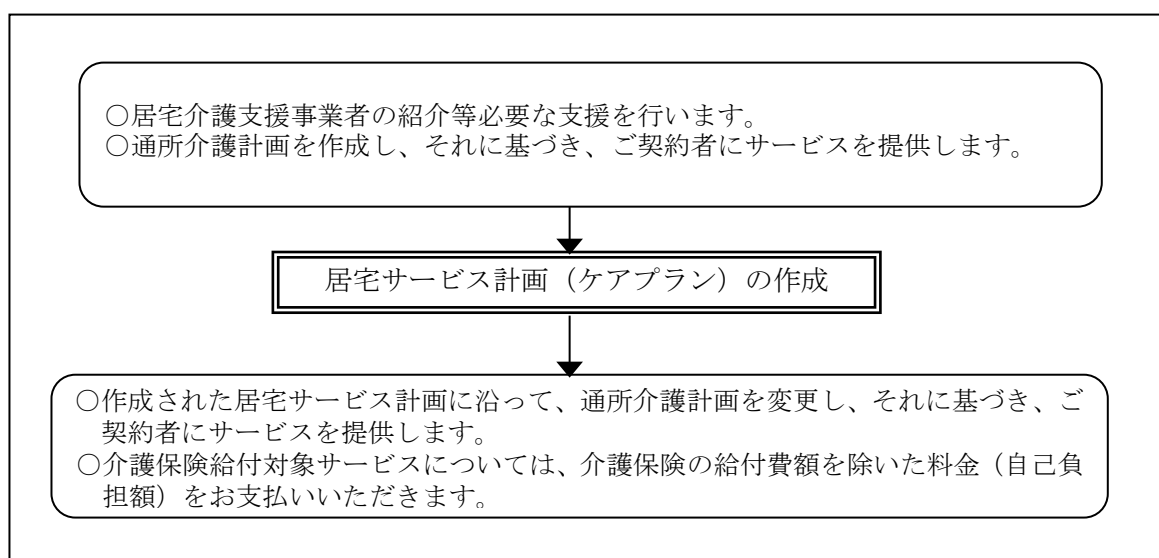
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

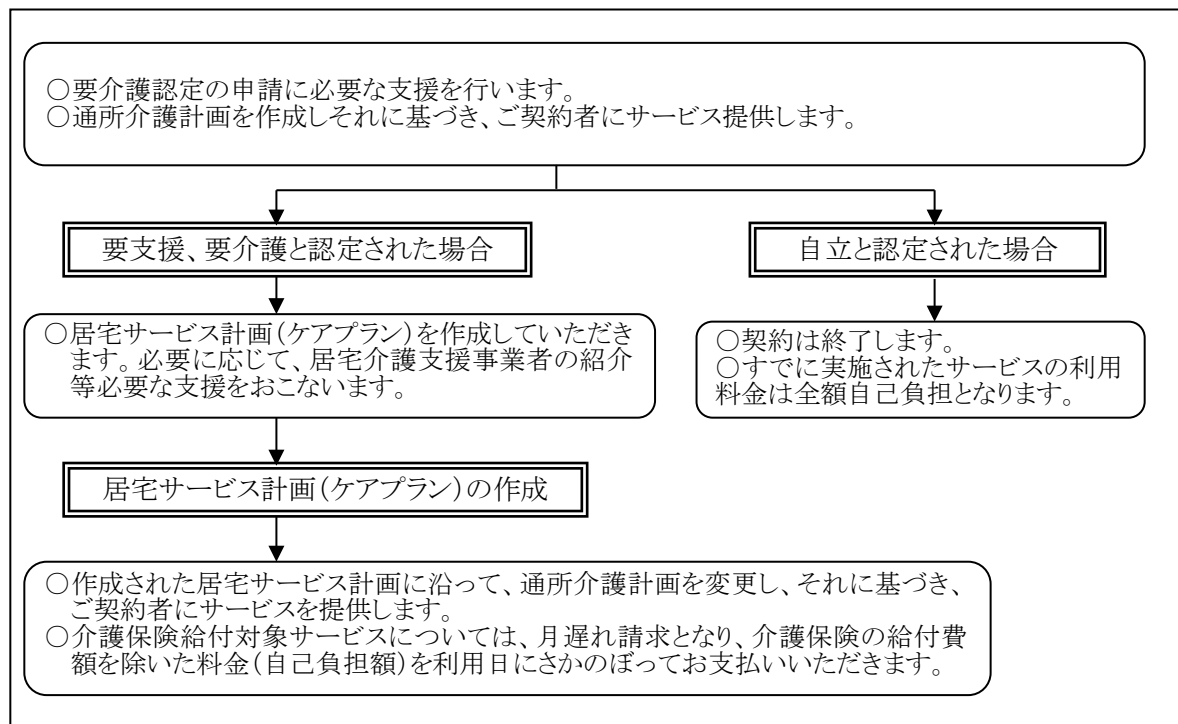
ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



(1) 要介護認定を受けている場合



(2) 要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第 10 条, 第 11 条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合にはご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師、医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但しご契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約修了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

